遺産分割協議書

被相続人　　　　リアルター　太郎（平成25年6月30日　死亡）

最後の住所　　　大阪府松原市河合1丁目4-17

最後の本籍　　　大阪府大阪市東住吉区駒川1丁目53

登記簿上の住所　大阪府松原市河合1丁目4-17

上記、被相続人の遺産について、下記のとおり遺産分割協議をした。

平成25年6月30日、大阪府松原市河合1丁目4-17　被相続人　リアルター　太郎の死亡により開始した相続の法定相続人であるリアルター次郎、リアルター三郎、リアルター四郎の3名は、その相続財産について、下記のとおり分割協議をして取り決めた。

次の不動産を換価分割するものとし、売却代金から売却に伴う諸費用（仲介手数料・契約書作成費用・登記費用等）を控除した金額を法定相続人であるリアルター次郎、リアルター三郎、リアルター四郎がそれぞれ3分の1ずつ取得する。

また、換価分割をするにあたり、登記費用や手間を減らす目的で相続登記はリアルター次郎のみが行うものとする。

＜不動産の表示＞

【　土　地　】　所　在：　　大阪府松原市河合1丁目

　　　　　　　　地　番：　　503番2

　　　　　　　　地　目：　　宅地

　　　　　　　　地　積：　　388.02㎡

【　建　物　】　所在地：　　大阪府松原市河合1丁目503番地2

　　　　　　　　家屋番号：　503番2

　　　　　　　　種　類：　　居宅

　　　　　　　　構　造：　　木造瓦葺2階建て

　　　　　　　　床面積：　　1階　150.12㎡、2階　100.55㎡

上記の分割協議の成立を証明するため、この遺産分割協議書を3部作成し、各自1部ずつ保有するものとする。

平成25年7月1日

住　所　　大阪府松原市河合2-2-2

相続人　　リアルター次郎　　　　　　（実印）

住　所　　大阪府松原市河合3-3-3

相続人　　リアルター三郎　　　　　　（実印）

住　所　　大阪府松原市河合4-4-4

相続人　　リアルター四郎　　　　　　（実印）